

財務省告示第二百十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年五月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年六月八日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行行	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百八 十五回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で四千八十二億円	四千九十九億四千四百四万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年五月二十五日	額面金額百円につき百円四十二 銭

十一

利率の経過
の払込み

年一・七パーセント
日本郵政公社は、
日本郵政公社は、
に「加え、次の算式により算出
た金額を第十八号に規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{66}{365}}$$

十三

初期利子

平成十九年九月二十日
を払出し、算出した
金額を支払う。ただし、
金額を支払う。ただし、
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期
以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六箇月に属する
利子を支払う。

十五

償還
償還金額

平成二十九年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十六

元利
元利支

平成十九年五月二十五日

十七

払込
払込期日

平成十九年五月二十五日

十八

払込
払込期日

平成十九年五月二十五日